

鎌倉市訪問型サービスAサービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス名称略称	算定項目				合成単位 数	算定単位
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス1／2	訪問型サービス費(独自)1	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			1,058	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス1／2日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			35	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス2／2	訪問型サービス費(独自)2	サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			2,114	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス2／2日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			70	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス3／2日割	訪問型サービス費(独自)3	サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			3,354	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス3／2日割		サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			110	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		11単位 減算	-11	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				1単位 減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		21単位 減算	-21	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				1単位 減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		34単位 減算	-34	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割				1単位 減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	同一建物減算事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			1月につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	初回加算 200単位加算				200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算(1月に1回を限度)				50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算1	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算3		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算2		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算	